

法人税申告期限の延長について

1. 法人税申告期限の延長について

香港税務局は2023年4月14日、Code N（決算日が4月から11月まで）の法人について、2022/23年度の法人税申告期限を5月17日まで延長すると発表しました。

Code Nの法人については5月3日を期限とするという発表が3月20日に行われたばかりですが、法人側の対応が困難であるとして2週間の延長が決定しました。他の決算日の法人については今のところ延長は発表されておりません。

今回の発表後の、各決算日ごとの申告期限は以下の通りです。

会社の決算期	税務申告期限
2022年4月～11月 (Code N)	2023年5月17日
2022年12月 (Code D)	2023年8月15日
2023年1月～3月 (Code M)	2023年11月15日
2023年1月～3月 (損失会社の特例)	2024年1月31日

2. 個人所得税申告書 (BIR60) の発行について

香港税務局は2023年5月2日、個人に対して2022/23年度（2022年4月から2023年3月までの課税年度）の税務申告書を約240万の納税者に送付しました。各納税者は1か月以内である6月2日までに申告書を提出する必要があります。

3. 最低賃金の引き上げについて

2023年5月1日より、香港における法定最低賃金は一時間当たり37.5香港ドルから40香港ドルに引き上げられました。正社員、アルバイトなどの雇用形態に関係なく法定最低賃金が適用され、正社員の場合は、時給ベースで換算した賃金が最低賃金を下回ってはいけないうこととなります。

4. 労災の罰金の引き上げについて

2023年4月19日、改正労働安全衛生条例が香港立法会で成立しました。改正条例では雇用主が労働安全衛生関連の罪を犯した場合、起訴犯罪については現行の20倍となる最高1,000万香港ドルの罰金と、最高2年の禁錮刑が科されます。略式起訴犯罪では、起訴期限は従来の6か月から9か月に延長され、罰金額は雇用主については最高300万香港ドル、従業員については最高15万香港ドルにそれぞれ引き上げられます。条例制定時から最高刑が変わっていないことや、過去約20年で命に関わる労働災害の数が減っていないことが背景にあるようです。

フェアコンサルティング グループ

FCG 中華圏 ニュースレター

北京・蘇州・上海・成都・広州・深圳・台湾・香港



FAIR CONSULTING
GROUP

フェアコンサルティング香港

(Fair Consulting Hong Kong Co., Limited)

香港九龍海港城海洋中心 16 樓 1629A-30 室

電話：+852-2156-9698

担当：山口 (YAMAGUCHI) 日本国公認会計士

ka.yamaguchi@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。